

## 『裁判例分析にみる 労務トラブルの争点と対応実務』 お詫びと訂正

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様、また、ご執筆の先生方にはご迷惑をおかけしますこと、お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P33 4 ② みなし残業代に係る設定時間の妥当性 上から3～4行目	…… <u>このように</u> 、形式的な要件を満たしていても、長時間労働の抑制という「 <u>いくら働かせても給与は変わらない制度</u> 」を、 <u>長時間労働の抑制という</u> ……	…… <u>このような制度は</u> 、形式的な要件を満たしていても、長時間労働の抑制という…… ※朱色部分を削除の上、太字下線部分を挿入